建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 〔 建築物エネルギー消費性能向上計画認定 ・ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定〕

種 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料						建築物エネルギー消費性能向上計画 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料									
別	(第3条第1項第五号)					変更認定申請手数料 (第3条第1項第六号)	添				(第3条第1項	第七号)			
添付	床面積(㎡)				手数料額	±-20 €1.20			床面積(㎡)			手数料額			
			一戸建ての住宅		4,000	左記の金額の2分の1				一戸建ての住宅			4,000		
住	一戸	Z.	~ 300 未満		8,000			住	一戸建	~	300 未満		8,000		
		-	300 以上 ~ 2,000 未満 2,000 以上 ~ 5,000 未満		19,000	±=2.0.0 × 0.0.0.0.1				300 比	2,000 未満		19,000		
宅	ての	1 2			42,000	左記の金額の2分の1		宅	ての住	2.000 以上 ∼	5,000 未満		42,000		
	宅以	9 1 - 1	5,000 以上 ~		76,000				宅以外	5,000 以上 ~	2,222 11		76,000		
適			~	300 未満	8,000	00				~	300 未満		8,000		
	_		300 以上 ~	1,000 未満	15,000		適		全	300 以上 ~ 1,000 未満			15,000		
合非	全	1	1,000 ~			合	非		1,000 以上 ~	2,000 未満					
証住	建	- 2	2,000 以上 ~	5,000 未満	76,000	0 左記の金額の2分の1 0	証	住	建築	2,000 以上 ~	5,000 未満		76,000		
等宅	築		5,000 以上 ~	10,000 未満	121,000		等	宅		5,000 以上 ~	10,000 未満		121,000		
	物	10	0,000 以上 ~	25,000 未満	152,000			-	物	10,000 以上 ~	25,000 未満		152,000		
			5,000 以上 ~	,	191,000					25,000 以上 ~	,		191,000		
-			-, 7		一戸建ての住宅以外の住宅	上記の一戸建ての住宅以外の住宅			1			上記の一戸建ての住宅以外の住宅	,		
複合	建築	幼	_		+	+		複:	合建築物	_		+			
194	1Æ#	120			非住宅	上記の非住宅		194.1				上記の非住宅	16,000		
		_B	建ての住宅 ~	200 未満	16,000	工能の非圧ゼ				一戸建ての住宅 ∼	200 未満	工能の弁圧七			
	仕様碁	.準	200 以上 ~	一戸建ての住宅	18,000	左記の金額の2分の1			仕様基準等	等 200 以上 ~	一戸建ての住宅		17.000		
		_=	建ての住宅~	200 未満	32,000					一戸建ての住宅 ~	200 未満		32,000		
	性能基	準等 / .	200 以上 ~	一戸建ての住宅	36,000	左記の金額の2分の1			性能基準等	等 200 以上 ~	一戸建ての住宅		36,000		
	_	仕	200 以上 ~	300 未満	31,000				- t		一戸建ての住宅 300 未満		31,000		
住		· 集									2,000 未満		54,000		
宅				300 以上 ~ 2,000 未満 55,000 左記の金額の2分の1		左記の金額の2分の1			建基	300 以上 "	5,000 未満		98,000		
ŧ	7	-	-, · /· -	5,000 未満	100,000			宅	て準	,	5,000 木膚				
	のト	準 5	5,000 以上 ~	+**	151,000	5 左記の金額の2分の1			の性	, 0,000 -7.1	000 +1#		148,000		
	住	能		300 未満	65,000				住		300 未満		65,000		
		基	300 以上 ~	2,000 未満	109,000			· 非	宅基	300 以上 ~	2,000 未満		109,000		
			2,000 以上 ~	5,000 未満	186,000				以準		5,000 未満		186,000		
	外	*	5,000 以上 ~		267,000				外等	, .,			267,000		
		₹	~	300 未満	82,000	00 10 10 10 10 10 10 10	無		Ŧ	~	300 未満		82,000		
		デ	300 以上 ~	1,000 未満	105,000				デ		1,000 未満		105,000		
無		<i></i>	1,000 以上 ~	2,000 未満	138,000				ル	1,000 以上 ~	2,000 未満		138,000		
		/生	2,000 以上 ~	5,000 未満	224,000				建	2,000 以上 ~	5,000 未満		224,000		
		fria (5,000 以上 ~	10,000 未満	293,000					5,000 以上 ~	10,000 未満		293,000		
非	-		0,000 以上 ~	25,000 未満	353,000				-	10,000 以上 ~	25,000 未満		353,000		
往	Æ		5,000 以上 ~		414,000			住	建法	23,000 以上			414,000		
宅	*	Ŧ	~	300 未満	216,000			宅	築モ		300 未満		216,000		
+	物	デ	300 以上 ~	1,000 未満	271,000			-	物デ	300 水工	1,000 未満		271,000		
		1	1,000 以上 ~	2,000 未満	350,000				ル	1.000 K/F ~	2,000 未満		350,000		
		独物	2,000 以上 ~	5,000 未満	500,000				建物		5,000 未満		500,000		
			5,000 以上 ~	10,000 未満	616,000				法	FOOD IN L	10,000 未満		616,000		
		以 10	0,000 以上 ~	25,000 未満	728,000				以	40.000 141.1	25,000 未満		728,000		
		外 25	5,000 以上 ~		831,000				外	▶ 25,000 以上 ~			831,000		
					一戸建ての住宅以外の住宅	上記の一戸建ての住宅以外の住宅						上記の一戸建ての住宅以外の住宅			
複合	建築	物	_		+	+		複	合建築物	b		+			
					非住宅	上記の非住宅						上記の非住宅			
○法	第29	条第1項又に	は第31条第1項の規定し	に基づき、複数の建築	物を合わせて一の申請で申請をする場合は、一の			0#	同住宅に	における一次エネルギー消費量の	の复出について、井町	部分を計算しない評価方法(基準省令第1条第1項 第	第二号((3)及		
1	〇共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法(基準省令第12条第2項第2号)とする場合は、延べ面積から共用部分の面積を 除いた面積を床面積とする。											共用部分の面積を除いた面積を床面積とする。	3112734		
												又は同号ただし書によるものをいう。			
	○法第39条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合は、上記の金額に山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号及び別表第 									準等」とは、基準省令第1条第1	嗅第二号1(2)(i)及ひ口	(2)、同号((2)(ii)及び(2)又は同号((3)及び(3)に	こよるものを		
		え額を加算 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん						いう	•						
O [·	○「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下「基準省令」という。)第10条第二号((2)及びロ(2)によるものをいう。							0 [「モデル建物	物法以外」とは、基準省令第1条	第1項第一号/又は同号	骨ただし書によるものをいう。			
<u>"</u> ○ [·	○「性能基準等」とは、基準省令第10条第二号ℓ(1)及びμ(1)によるものをいう。								○「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第一号ロによるものをいう。						
備 () [:	備 ○ 「モデル建物法以外」とは、基準省令第10条第一号((1)及びロ(1)又は同号ただし書によるものをいう。 ○ 「モデル建物法」とは、基準省令第10条第一号((2)及びロ(2)によるものをいう。									○「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。 ①登録建築物エネルギ-消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証					
*															
○ 「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。 ① 登録建築物マネルギ−消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証									②建築物工材・"消費性能適合制定適知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し ③建築物工材・"消費性能向上計画設定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し						
															1
(2)	④低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し⑤建設住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次ユネルギー消費量等級4又は等級5(平成28年4月1日に現に存する建築物の住宅														
	たついて	ては、等級3、等級4又は等級5)	に適合しているものに	に限る。)の写し											
								1							